

# 片庭市長を先頭に 市職員が除草作業

片庭市長を先頭に市職員が、それぞれ持ち寄った草刈り鎌で、5月18日に庁舎内の除草作業を行いました。



市では、公共施設の管理コストを縮減しようと、昨年度より閉庁後に職員が除草作業を行っています。

昨年度は年2回、庁舎や公民館などで実施しましたが、今年度は、5月から10月まで毎月1回年間6回に増やし、庁舎や出先機関（15カ所）の環境維持に努めます。

また、地球温暖化対策の一環として、庁舎建物脇に設置したプランターや花壇にゴーヤの苗

を植えました。庁舎の壁や窓治いにゴーヤの葉を茂らせ「緑のカーテン」をつくり、直射日光が差し込むのを防ごうと昨年度から実施しています。実ったゴーヤは、市役所で市民に配る予定です。

伊奈庁舎財政課 ☎ 58・2111  
(内線1232)

## 消防施設の充実 〜いますぐできる地域貢献〜

このほど、市消防団第11分団（小絹地区）の「器具置場」を、老朽化に伴い改築しました。

消防団は、火災などの災害に備え市内各地区に組織しており、全部で11の分団があります。

団員の皆さんは、本業を持ちながら地域の生命・身体・財産を守るため、災害時をはじめとするさまざまな活動に従事しています。

また、消防団では、団員を随時募集しています。地域の安全・安心にあなただのチカラを貸してください。

興味のある方は、伊奈庁舎総務課までご連絡ください。



ゴーヤの苗を植えました

伊奈庁舎総務課 ☎ 58・2111  
(内線1212)



新しくなった器具置場と  
消防団の皆さん

### 【市男女共同参画推進条例】 〜誰もが生き生きと過ごすために〜

誰もが人権の尊重がされ、性別に関わりなく個性と能力を発揮し、自分らしく生き生きと過ごすことのできる社会は、男女共同参画の目指す社会です。

市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会を実現するための基本となる6つの基本理念（基本的姿勢と考え方）を定めています。中でも「男女の人権の尊重」は、男女共同参画を推進するうえで根底となる理念であることから、基本理念の最初に掲げています。さらに条例では、男女共同参画実現を阻害する権利侵害についても禁止しています。

#### 【条例のポイント③ 権利侵害等を禁止します】

●性別による権利侵害の禁止  
(1) 誰もが、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いおよび人権の侵害を行ってはけません。

\*間接的とは、直接的には差別していなくても、結果的に差別につながるようなものをいいます。

(2) 誰もが、個人の尊厳を侵害するドメスティック・バイオレンス（配偶者等に関する身体的、精神的等暴力）を行ってはけません。

(3) 誰もが、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を行ってはけません。

#### ～男女共同参画コラム～

●公衆に向けて情報を発信する場合の配慮  
(1) 性別による固定的な役割分担意識や差別等、男女共同参画の基本理念に反するような表現を自ら行わないよう配慮しなければなりません。

## 個性と能力を生かす社会へ